

「(仮称) 甲府市こども計画」策定支援等業務委託仕様書

1 業務名

「(仮称) 甲府市こども計画」策定支援等業務

2 業務目的

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、こども施策にこども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが義務付けられ、「(仮称) 甲府市こども計画」策定にあたっては、こうした点を勘案することが求められている。

このことから、計画には、こども・若者の意見聴取の方法から分析、施策への反映とこども・若者育成支援などの新たな要素の取り入れに加え、こども・若者並びに子育て当事者が、「こども政策」に興味や関わりを持てる「(仮称) 甲府市こども計画」を策定する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 業務内容

(1) 現状把握に向けた調査・分析

本市におけるこども・若者並びに子育て当事者を取り巻く環境等の全体像を把握するために、本市が実施したニーズ調査の分析や既存調査データの収集・分析並びに必要な追加調査・分析などを行うこと。

既存調査データ：第3期甲府市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査/
こども家庭庁が公表する白書及び各種統計情報 ほか

想定する調査対象：小学生・中学生/若者/子育て当事者

(2) こども・若者育成支援などの新たな要素の抽出

本市におけるこども・若者の意見を幅広く聴取し、課題の把握とその解決を図るための新たな要素を加味した施策立案につながるよう定性情報の収集と分析などを行うこと。(想定する調査対象：中学生・高校生・大学生)

(3) 実効性の高い計画策定

定量的・定性的な情報など様々な調査・分析の過程でみられる本市の状況や課題に対し、国の動向等を踏まえ、本市の特徴を捉えた施策体系の構築や成果指標の設定をするとともに、こども・若者並びに子育て当事者が「こども政策」に興味や関わりを持てる計画を策定すること。

(4) その他

甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に係る資料等を作成すること。

こども・若者などを取り巻く課題に対し、解決策を講じるための根拠資料を作成すること。

本業務に係る進捗管理及び課題管理、品質管理等を行うこと。

(5) 計画書の製本

計画書については、各調査の分析結果並びに計画目標と施策体系、並びに施策展開などをわかりやすく記載すること。(音声コード作成等含む)

なお、概要版(こども用を除く)に当たっては、音声コード(Uni-Voice)の作成、読み上げ機能を確認の上で提出すること。

5 成果品(報告書)の納入

(1) 成果品

ア 計画書

イ 概要版

ウ 概要版(こども用)

(2) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(3) 納入場所

甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課

(4) 納入方法

ア 電子ファイル(WORD 及び PDF 等)による納入

イ 紙媒体 計画書:(A4)150ページ程度 800部 表紙カラー刷り 本文2色刷り

概要版:(A3)4ページ 2,000部 カラー刷り

概要版(こども用)は、データ納品のみ

※様式は任意とするが、グラフや表など視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせて、明瞭にまとめること。

6 留意事項

(1) 受注者は、個人情報保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(2) 受注者は、著作権、肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(3) 成果品の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。

(4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

(6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業

務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行うこと。

- (7) 本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受注者は事故の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、発注者に何らかの損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- (8) 本仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と受注者の間で協議を行うものとする。